

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年3月23日（平成29年（行個）諮問第52号）

答申日：平成29年6月22日（平成29年度（行個）答申第52号）

事件名：本人が特定行政相談委員に特定日に行政相談をした事案に関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書1、文書2及び文書6に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月27日付け北海相第9号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めらる。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書

ア 平成28年諮問第50号の総務省理由説明書に「件名：行政相談処理票の記載内容を確認するとともに、（中略）確認した。」と記載があるのに、それが開示されていないから

イ 特定行政相談委員に渡した、特定法務局からのメールが開示されていないから

ウ 平成29年諮問第2号の総務省理由説明書に「審査請求人に相談内容を確認した」と記載があるのにそれが開示されていないから

エ 北海道財務局は回答した内容を記録した文書を保有しているから

##### (2) 意見書

下記第3の4（1）アでは、「特定行政相談委員から報告を受けた行政相談週間用処理票の内容について、審査請求人から補足的に聴取した事項を付加して相談対応票を作成した。」と嘘をついている。特定職員Bのメール⑤（略）で特定日Bに特定職員Cが審査請求人に電話をかけた事実はありません、となっている。その後、特定職員B（特定日Dメール）は、特定職員Cが審査請求人に確認したことは相談対応票の記録

から明らかですが、その年月日及び方法については、記録がないため不明です、と突如、嘘をつき始めた。私（審査請求人。以下同じ。）は、相談内容について補足的に聴取を受け、新たに、銀行を監督する金融庁に要望したことはない。

平成28年諮問第50号では、審査請求人が特定行政相談委員に「銀行を監督する金融庁へ要望した」を「特定法務局に要望した」に訂正するかどうかを、銀行を監督する金融庁と記載されている「行政相談処理票」で確認した、とあるので、それを開示願いたい。法務局に対する不満と要望の記載のある「行政相談週間用処理票」とは別のものである。

①，別添（略）

情報公開・個人情報保護審査会では、「行政相談処理票」に銀行を監督する金融庁への要望が記載されていることを確認し、相談対応票が正しいと判断した。その「行政相談処理票」を開示してほしい。

下記第3の4（1）イでは、今回開示を受けた「行政相談週間用処理票」の「1 銀行の考え方」は特定日E特定法務局メール。「3 特定法務局の考え方」1 公正証書遺言と貸金庫の開扉に関して回答する立場にない。」は特定日F特定法務局メール。」「2 公正証書遺言の取扱いは金融機関の判断による。」は特定日G特定法務局メールから転記したものであり、特定行政相談委員は特定職員Cに渡したと証言している。

①②（略）

下記第3の4（1）ウは、特定職員Bのメールで特定日Bに特定職員Cが審査請求人に電話をかけた事実はありません。⑤（略）となっている。その後、特定職員Bは、特定日Dメールで年月日、方法不明で聴取したと説明を繰り返している。が、相談対応票にその記録はないし③（略），確認を受けていない。特定職員Cがねつ造したメモを開示してほしい。

下記第3の4（1）エは、④（略）のとおり、あくまでも一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問合せをし、監督局として関与していない旨回答を得ている。特定職員Cは、別添（略）のとおり虚偽の記録をしているはずである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求の経緯

平成29年1月13日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について開示請求があった。処分庁は、請求に係る保有個人情報について、同月27日付けで、作成・保有していない保有個人情報を除き、開示する旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、上記開示決定を不服として、同年2月3日付けで、諮問庁に対し行われたものである。

## 2 開示請求の対象となった保有個人情報の名称等

本件開示請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人が特定日 A に特定行政相談委員に行政相談した事案の処理状況を記載した相談対応票（特定受付番号 A）及びこれに関連する 5 点の保有個人情報である。

## 3 審査請求の理由

審査請求人は、処分庁が、作成・保有していないとして不開示とした保有個人情報について、保有しているはずであるから開示してほしいとしている。

審査請求人の主張は以下のとおりである。

### (1) 特定行政相談委員が北海道管区行政評価局に提出した行政相談週間用処理票

平成 28 年諮問第 50 号の総務省理由説明書に「件名：行政相談処理票の記載内容を確認するとともに、（中略）確認した。」と記載があるのに、それが開示されていない。

### (2) 私が特定行政相談委員に行政相談した際に渡した文書

特定行政相談委員に渡した、特定法務局からのメールが開示されていない。

### (3) 北海道管区行政評価局が私に相談の内容を確認した結果を担当者が書き留めたメモ

平成 29 年諮問第 2 号の総務省理由説明書に「審査請求人に相談内容を確認した」と記載があるのにそれが開示されていない。

### (4) 特定日 B に北海道管区行政評価局が特定機関職員 A に対して照会し、回答を受けた内容を担当者が書き留めたメモ

北海道財務局は回答した内容を記録した文書を保有している。

## 4 諮問庁の意見等

### (1) 諮問庁の意見

#### ア 特定行政相談委員が北海道管区行政評価局に提出した行政相談週間用処理票

審査請求人は、平成 28 年 3 月 17 日付け諮問第 50 号の理由説明書に「「行政相談処理票」の記載内容を確認するとともに、当該相談の処理を行った同局職員に確認した結果、相談対応票に記載されたとおりの相談内容であることを確認した。」と記載されていることから、相談対応票に記載されているが、行政相談処理票（行政相談週間用処理票）に記載されていない事項について、別途、保有個人情報を作成・保有しているとして開示を求めているものと思料される。

北海道管区行政評価局の当該事案処理担当職員（以下「担当職員」という。）は、特定行政相談委員から報告を受けた行政相談

週間用処理票の内容について、審査請求人から補足的に聴取した事項を付加して相談対応票を作成した。その際に聴取した事項を担当職員が記録したメモ等が存在していないかについて、念のため、北海道管区行政評価局行政相談部首席行政相談官室の執務室内、書庫及び共用ドライブ内を探索させたが存在を確認できなかった。なお、北海道管区行政評価局においては、事案処理の過程で担当者が作成したメモ等は相談対応票に転記した時点で破棄することが通常である。したがって、処分庁は、当該相談対応票（特定受付番号A）、特定行政相談委員が作成した行政相談週間用処理票及び審査請求人が特定行政相談委員に相談した際に手渡した資料（特定出版物特定号（特定月））以外に保有個人情報を保有していない。

イ 私が特定行政相談委員に行政相談した際に渡した文書

審査請求人は、特定行政相談委員に特定法務局からのメールに手書きで書き加えた要望書を手渡したとしており、当該要望書の開示を求めている。

しかし、これについては、審査請求人から平成27年11月10日付けで同文書の開示を求める審査請求を受けており、28年5月26日付けの情報公開・個人情報保護審査会答申（平成28年度（行個）答申第19号）において、処分庁が、審査請求人が開示されていないと主張する相談の際に提出したとしている要望書を保有していないとの処分庁の決定は妥当であるとの判断が示されている。

ウ 北海道管区行政評価局が私に相談の内容を確認した結果を担当者が書き留めたメモ

平成29年1月6日付け諮問第2号の理由説明書に、「相談対応票は、北海道管区行政評価局が当該行政相談委員から提出された処理票を基に審査請求人に相談内容を確認した結果を踏まえて作成した」とされているとおり、担当職員は、審査請求人に確認した結果を踏まえ相談対応票を作成した。審査請求人が開示を求めている「確認した結果を担当者が書き留めたメモ」が存在していないかについて、念のため、北海道管区行政評価局行政相談部首席行政相談官室の執務室内、書庫及び共用ドライブ内を探索させたが存在を確認できなかった。

なお、北海道管区行政評価局においては、事案処理の過程で担当者が作成したメモ等は相談対応票に転記した時点で破棄することが通常である。したがって、処分庁が保有している保有個人情報は、上記（1）アのとおりである。

エ 特定日Bに北海道管区行政評価局が特定機関職員Aに対して照会

し、回答を受けた内容を担当者が書き留めたメモ

担当職員は、特定日Bに、特定機関職員Aへ照会している。審査請求人が開示を求めている「回答を受けた内容を担当者が書き留めたメモ」が存在していないかについて、念のため、北海道管区行政評価局行政相談部首席行政相談官室の執務室内、書庫及び共用ドライブ内を探索させたが存在を確認できなかった。なお、北海道管区行政評価局においては、事案処理の過程で担当者が作成したメモ等は相談対応票に転記した時点で破棄することが通常である。したがって、処分庁が保有している保有個人情報、上記(1)アのとおりである。

## (2) 結論

以上のとおり、審査請求人の開示請求に理由があるとは認められず、不存在とした原処分を維持することが相当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月24日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年5月15日 審議
- ⑤ 同年6月20日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件請求保有個人情報は、別紙に掲げる文書1ないし文書6（以下、順に「文書1」ないし「文書6」という。）に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件請求保有個人情報のうち、文書1、文書2及び文書6に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定した上で、これを開示し、その余の文書（文書3ないし文書5）に記録された保有個人情報については、作成・保有していないとして不開示としたが、審査請求人は、処分庁が開示するとした文書1及び文書2に記録された保有個人情報に関しては、他に開示されるべき保有個人情報があるとしてその開示を求め、処分庁が作成・保有していないとして不開示とした文書3及び文書4に記録された保有個人情報に関しては、保有しているはずであるとしてその開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

#### (1) 文書1に記録された保有個人情報について

文書1に記録された保有個人情報、原処分において開示する旨の判断が示されているところ、諮問庁は、審査請求人は、「相談対応票に記載されているが、行政相談処理票（行政相談週間用処理票）に記載されていない事項」について、別途、処分庁が作成・保有する保有個人情報の開示を求めているものと思料されるとして、処分庁の担当職員が相談対応票を作成するに当たり、特定行政相談委員から報告を受けた行政相談週間用処理票の内容について、審査請求人から補足的に聴取した事項を担当職員が記録したメモ等（以下「本件メモ等」という。）につき、処分庁の執務室内等を探索したが存在を確認できなかった旨説明する。

しかしながら、意見書によれば、審査請求人が開示を求めているのは、特定行政相談委員が作成した行政相談処理票（行政相談週間用処理票）に関し、原処分において開示することとされた文書1とは別の行政相談処理票（行政相談週間用処理票）が存在するとして、それに記録された保有個人情報の開示を求めているものと解されることから、さらに、諮問庁において本件メモ等を探索した理由につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、原処分において開示することとされた文書1とは別の行政相談週間用処理票を作成・保有していないことは、原処分を行うに当たり確認していることから、原処分において開示することとされたものとは別の行政相談週間用処理票の形式のものも含めて、本件メモ等としてより広く探索したものである旨説明する。

この諮問庁の説明については、本件メモ等のみならず、文書1とは別の行政相談処理票（行政相談週間用処理票）も含めて探索したとのことであるから、特に問題はなく、そうすると、本件開示請求の対象として、文書1に記録された保有個人情報を特定する一方、北海道管区行政評価局において、それ以外に当該保有個人情報に該当する保有個人情報は保有していない旨の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点はない。

なお、上記の保有個人情報の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政相談があった場合に作成する相談対応票や、取得した書面等を保存することとされている行政相談総合システムの情報を確認するとともに、北海道管区行政評価局行政相談部首席行政相談官室の執務室内、書庫及び共用ドライブ内を探索したが、原処分で開示することとされたもの以外に文書1に記録された保有個人情報に該当する保有個人情報は確認できなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

## （2）文書2に記録された保有個人情報について

文書2に記録された保有個人情報に関しては、上記第3の4（1）イの諮問庁の説明のとおり、平成28年度（行個）答申第19号において、審査請求人が開示されていないと主張する要望書（審査請求人が特定行

政相談委員に手渡した、特定法務局からのメールに手書きで書き加えたもの)については、処分庁においてこれを保有しているとは認められない旨の判断がなされているところであり、審査請求人は、上記の判断を覆すに足りる具体的な根拠を示してはいない。

そうすると、本件開示請求の対象として、文書2に記録された保有個人情報と特定する一方、北海道管区行政評価局においてそれ以外に当該保有個人情報に該当する保有個人情報は保有していない旨の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点はない。

なお、上記の保有個人情報の探索の方法及び範囲については、上記(1)と同様であり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

### (3) 文書3及び文書4に記録された保有個人情報について

諮問庁は、処分庁においては、事案処理の過程で担当者が作成したメモ等は相談対応票に転記した時点で破棄することが通常である旨説明する。そこで、処分庁における事案処理の過程で担当者が作成したメモ等の保存について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁においては、事案処理の過程で担当者が作成したメモ等を行政文書として保存しなければならない旨を明文で定めたものはないとのことであり、上記のメモ等が、その内容を相談対応票に転記するために一時的に作成されるものであるとうかがえることも併せ考えると、処分庁における上記のメモ等の取扱いが不合理であるとまではいえない。

そうすると、北海道管区行政評価局において文書3及び文書4に記録された保有個人情報は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

なお、本件対象保有個人情報の探索の方法及び範囲については、上記(1)と同様であり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

### (4) 以上のとおり、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報は保有していない旨の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も存しない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保

有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件請求保有個人情報）

私が特定行政相談委員に特定日 A に行政相談した事案（金融庁に要望）について、

文書 1 特定行政相談委員が北海道管区行政評価局に提出した行政相談週間  
用処理票

文書 2 私が特定行政相談委員に行政相談した際に渡した文書

文書 3 北海道管区行政評価局が私に相談の内容を確認した結果を担当者が  
書き留めたメモ

文書 4 特定日 B に北海道管区行政評価局が特定機関職員 A に対して照会し、  
回答を受けた内容を担当者が書き留めたメモ

文書 5 特定日 C に北海道管区行政評価局が私に回答した内容を担当者が書  
き留めたメモ

文書 6 当該事案の処理状況が分かる相談対応票  
に記録された保有個人情報